

岩沼市特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成 24 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日（所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 72 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定によりなおその効力を有する所得税法等改正法第 11 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条又は第 17 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、令和 10 年 3 月 31 日）」に、「東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「所得税法等の一部を改正する法律附則第 96 条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「法第 37 条第 1 項若しくは法第 39 条第 1 項」を「所得税法等改正法附則第 96 条の規定による改正前の法第 37 条第 1 項又は第 39 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岩沼市特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。